

報酬請求上の留意事項について

（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・
行動援護・重度障害者等包括支援）

居宅介護サービス費等算定上の留意点

【居宅介護の所要時間について】

- ・ 1日に居宅介護を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければなりません。（別のサービス類型を使う場合等はこの限りではありません。）
- ・ 「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とし、準備に要した時間等は含みません。（夜間、深夜及び早朝の時間帯はこの限りではありません。）

【通院等介助について】

- ・ 利用目的については以下となります。

病院への通院等を行う場合

公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために官公署に訪れる場合

指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所を訪れる場合

相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合

（「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日障障発第0425001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

【資格要件ごとの所定単位数について】

居宅介護計画上予定されている種別と異なる種別の従業者により居宅介護、同行援護、行動援護等が行われた場合、適用する単位に注意が必要です。

- ・ 基礎研修修了者等により行われる場合
- ・ 重度訪問介護研修修了者により行われる場合
- ・ 初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づき提供する場合 等

特定事業所加算（居宅介護・同行援護・行動援護）

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、以下の条件に応じて加算

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）
- ③ 重度障がい者への対応（区分5以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が30%以上）
- ④ 中重度障がい者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
特定事業所加算（Ⅰ）	①～③のすべてに適合	所定単位数の20%を加算	要
特定事業所加算（Ⅱ）	①及び②に適合	所定単位数の10%を加算	
特定事業所加算（Ⅲ）	①及び③に適合	所定単位数の10%を加算	
特定事業所加算（Ⅳ）	①及び④に適合	所定単位数の5%を加算	

特定事業所加算（重度訪問介護）

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、以下の条件に応じて加算

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）
- ③ 重度障がい者への対応（区分5以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が50%以上）

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
特定事業所加算（Ⅰ）	①～③のすべてに適合	所定単位数の20%を加算	要
特定事業所加算（Ⅱ）	①及び②に適合	所定単位数の10%を加算	
特定事業所加算（Ⅲ）	①及び③に適合	所定単位数の10%を加算	

緊急時対応加算

算定要件	算定単位	届出
居宅介護等計画に位置付けられていない居宅介護等を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に、月2回を限度に加算。	100単位/回	不要
【地域生活支援拠点等の場合】 ※新設 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が緊急時の対応を行った場合、1回につき上記単位数に、さらに50単位を加算。	50単位/回	要

特別地域加算

算定要件	算定単位	届出
別に厚生労働大臣が定める地域（平成21年3月30日厚生労働省告示第176号）に居住している者に対してサービスの提供を行った場合に、1回につき加算。	所定単位数の15%を加算	不要

初回加算

算定要件	算定単位	届出
新規に居宅介護等計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者がサービスを提供した場合や同行した場合、初回について算定。	200単位/月	不要

喀痰吸引等支援体制加算

算定要件	算定単位	届出
特定事業所加算（I）を算定していない登録特定行為事業者である事業所において、 <u>認定特定行為業務従事者</u> である介護職員等が痰の吸引等を実施した場合に加算。	100単位/日	不要

登録特定行為事業者

事業の一環として、特定行為（喀痰吸引等）を行うとして登録を受けた事業所

認定特定行為業務従事者

介護職員等のうち、特定行為（喀痰吸引等）を行うとして、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者

※ 上記要件を満たしていない場合、介護職員等が特定行為（痰の吸引等）を行うことは出来ません。

利用者負担上限額管理加算

算定要件	算定単位	届出
事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定。	150単位／月	不要

【上限額管理事務（利用者負担上限額管理結果票の作成）の流れ】

- ・ サービス事業者は、事業所番号単位で利用者負担額を算出して、上限額管理者に「利用者負担一覧表」を提供する。
- ・ 上限額管理者は、「利用者負担上限額管理結果票」を作成し、内容の確認を上限額管理対象者に求める。
- ・ 上限額管理者は、各事業所に「利用者負担上限額管理結果票」を送付する。
- ・ 上限額管理者は、上限額管理対象者の明細書に、実績記録票、利用者負担上限額管理結果票を添付する。
- ・ 利用者負担上限額管理結果票を受け取った事業所は、上限額管理対象者の明細書に、実績記録票、利用者負担上限額管理結果票を添付する。

福祉専門職員等連携加算（居宅介護）

算定要件	算定単位	届出
精神障がい者等の特定に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等を共同で評価した場合、サービスの初回から90日間で3回を限度に算定。	564単位／回	不要

行動障害支援連携加算（重度訪問介護）

算定要件	算定単位	届出
サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等を共同で評価した場合、サービスの初日から30日の間で1回を限度に算定。	568単位／回	不要

行動障害支援指導連携加算（行動援護）

算定要件	算定単位	届出
支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等を共同で評価した場合、移行する日の属する月に1回を限度に算定。	273単位／回	不要

移動介護緊急時支援加算（重度訪問介護）

算定要件	算定単位	届出
利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行する場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合、利用者1人に対し、1日につき算定。	240単位／日	不要

支援計画シート等未作成減算（行動援護）

算定要件	算定単位	届出
指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が未作成の場合に減算。	所定単位数の95%を算定	不要

【支援計画シート等の作成について】

行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、全体としての連携体制を構築して一貫性のある支援を行うことが重要とされています。

その中で、アセスメント情報（問題行動の分析や環境調整等の情報）を共有するために支援計画シート及び支援手順書兼記録用紙の作成が必要となります。

身体拘束防止未実施減算 ※令和5年度から適用

算定要件	算定単位	届出
身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合、1人1日につき5単位を所定単位数から減算。	所定単位数から5単位減算 ／日	不要